令和4年度入札・契約制度の改正について

1 工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格の引上げ

ダンピング対策の更なる強化のため、本市発注工事の低入札調査基準価格・最低制限価格の算定基準を国と同様に引き上げます(詳細は参考1のとおり)。

2 週休2日制の導入に向けた取組(モデル実施の拡大)

週休2日の現場閉所の本格実施に向けたモデル工事の対象を,災害復旧工事や工期等に制約がある工事を除き,原則,全ての工事に拡大します。

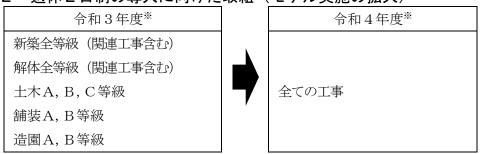
3 実施時期

上記1及び2は、令和4年4月1日以降に入札公告を行う契約案件から実施します。

参考1 工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格の引上げ

参考 1 工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格の引上け			
	現行		改正後(R4.4.1~)
営繕工事以外の工事	【範囲】		【範囲】
	予定価格の75%~94%		予定価格の75%~94%
	【算定基準】		【算定基準】
	①直接工事費の97%~		①直接工事費の97% \
	②共通仮設費の90% 合計額	/	②共通仮設費の90%
	③現場管理費の90% 「口前額		③現場管理費の90% 合計額
	④一般管理費の <u>55</u> %		④一般管理費の <u>68</u> %
営繕工事	【範囲】	1 [【範囲】
	予定価格の75%~94%		予定価格の75%~94%
	【算定基準】		【算定基準】
	① {直接工事費ー(直接工事費の10%)} の97%		① {直接工事費-(直接工事費の10%)} の97%
	②共通仮設費の90% 合計額		②共通仮設費の90% 合計額
	③ {現場管理費+(直接工事費の10%)} の90%		③ {現場管理費+ (直接工事費の10%)} の90%
	④一般管理費の <u>55</u> %		④一般管理費の <u>68</u> %

参考2 週休2日制の導入に向けた取組(モデル実施の拡大)



※ 災害復旧工事や工期等に制約がある工事を除く。